

地域魅力情報発信事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、ふくしま県南観光推進協議会（以下「当協議会」という。）が地域魅力情報発信事業業務委託にかかる公募型プロポーザルを実施するにあたり、業務の遂行に最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務委託の概要

(1) 業務名

地域魅力情報発信事業業務

(2) 業務内容

地域魅力情報発信事業業務委託仕様書（別紙1）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

(4) 委託限度額

4,598,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 書類の提出及び問合せ先

ふくしま県南観光推進協議会事務局（白河市産業部観光課）

所在地：〒961-8602 福島県白河市八幡小路7-1

電話番号：0248-22-1111（内線：2245）

FAX：0248-24-1844

メールアドレス：kanko@city.shirakawa.fukushima.jp

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475号若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てが成されていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び同上第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 平成26年4月以降、本業務と同種又は類似の業務について受託実績があること。

4 選定日程

内容	期間等
公募開始	令和5年7月19日(水)
質問受付	令和5年7月19日(水)～7月26日(水)午後5時(必着)
質問回答	令和5年8月2日(水)午後5時まで
参加表明書提出期限	令和5年8月7日(月)午後5時(必着)
企画提案書等提出期限	令和5年8月10日(木)午後5時(必着)
一次審査(書類審査)の実施・ 結果通知	令和5年8月17日(木)
二次審査(プレゼンテーション)	令和5年8月24日(木)
二次審査結果通知	令和5年8月28日(月)以降
契約締結	令和5年8月29日(火)以降

5 質問受付

実施要領及び仕様書に関して疑義がある者は、質問書(様式1)を次のとおり提出すること。電話での質問は受け付けないものとする。

(1) 受付期間

令和5年7月19日(水)から7月26日(水)午後5時(必着)まで

(2) 提出方法

電子メールによる

(3) 提出先

ふくしま県南観光推進協議会事務局(白河市産業部観光課)

※件名に「質問書：地域魅力情報発信事業業務委託」と明記すること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年8月2日(水)までに白河市ホームページに掲載する。

6 参加表明書の提出

(1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書(様式2)を提出すること。なお、本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

(2) 提出期限

令和5年8月7日(月)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(必着)

①持参する場合は、受付期間(土日・祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

②郵送する場合は、書留郵便により、受付期間中に到着するように送付すること。

(4) 提出先

ふくしま県南観光推進協議会事務局（白河市産業部観光課）

(5) 提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式3）を提出すること。辞退届の提出は、持参又は郵送とし、令和5年8月7日（月）午後5時（必着）までとする。それ以降の辞退については不可とする。

7 企画提案書等の提出

参加表明書を提出した者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和5年8月10日（木）午後5時（必着）

(2) 提出書類

企画提案書等提出書類一覧（別紙2）のとおり

(3) 提出部数

各8部（正本1部、写し7部）

(4) 提出方法

持参又は郵送（必着）による

①持参する場合は、受付期間中（土日・祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

②郵送する場合は、封筒に「企画提案書等在中」と朱書きして、書留郵便により、受付期間中に到着するように送付すること。

(5) 提出先

ふくしま県南観光推進協議会事務局（白河市産業部観光課）

(6) 留意事項

①提出書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。

②企画提案書等は参加表明書提出者1者につき1提案のみ受け付ける。

8 委託候補者の決定方法

地域魅力情報発信事業業務委託業者選定委員会を設置し、審査基準（別紙3）に基づき審査する。

(1) 一次審査（書類審査）

①審査方法

企画提案書等の提出書類を基に審査する。

②審査結果

次の日程のとおり応募者に通知する。

令和5年8月17日（木）

(2) 二次審査（プレゼンテーション選考）

一次審査の結果、二次審査に進まれる者を対象に、次のとおりプレゼンテーション選考を実施する。

①日にち及び場所

令和5年8月24日（木）予定

※正式な日時・場所等については提案者に対し別途通知

②発表時間

30分（説明20分・質疑応答10分）

③出席者

3名以内

④使用機器

PC、テレビモニター等を使用する場合、テレビモニター及び電源は当協議会で準備する。HDMI端子を繋ぐことができないPCを使用する場合は、HDMI変換器を持参すること。

⑤審査方法

プレゼンテーションを基に審査する。

⑥審査結果

次の日程のとおり応募者に通知する。

令和5年8月28日（月）以降

⑦留意事項

プレゼンテーションに欠席又は遅刻した者は、辞退したものとみなす。

(3) その他

①審査の結果、総合得点が最も高い提案を行った者を、本事業契約に向けての委託候補者とする。

②審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

9 契約

(1) 委託候補者において提出された提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、実施する業務の詳細及び契約内容等の協議を行う。

(2) 委託候補者は、協議の結果に基づき正式な見積書を提出するものとする。

(3) 契約内容の協議、正式な見積書の内容により本協議会と委託候補者が合意した場合は、委託候補者を相手として、業務委託契約を締結する。なお、契約締結後において、受託者に本事業における失格事由等が認められる行為が判明した場合、本協議会は契約を解除することができるものとする。

10 その他

(1) 本プロポーザルへの参加にかかる一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) この要領に定めのない事項については、別途協議の上決定する。